

令和5年度 小川町高齢者インフルエンザ予防接種 令和5年10月20日(金)～令和6年1月31日(水)実施

対象者 小川町に住民票がある次の方

- (1)接種日に65歳以上の方 ※誕生日の前日から接種できます
- (2)接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害がある身体障害者手帳1級の方

回数 1回

自己負担金 1,500円 (町負担額を差し引いた額)

生活保護受給者は受給証提示にて無料

持ち物 健康保険証 (生活保護受給者は受給証)

対象者(2)の方は、身体障害者手帳又は医師の診断書の写し
予診票 (町外医療機関を希望する方のみ※)

- 受診方法**
- ①実施医療機関で予防接種の予約をする。
 - ②健康保険証を持参し、接種を受ける。このとき、該当する方は予診票、受給証、身体障害者手帳を持参する。
 - ③接種後、1,500円を医療機関に支払う (生活保護受給者は受給証提示で無料)。

※町外医療機関で接種される方は、事前に健康福祉課までご相談ください。
(予診票が必要となる場合や、全額自己負担となる場合があります)

町内実施医療機関

医療機関名	電話	医療機関名	電話
飯塚整形外科医院	72-3308	鈴木医院	72-1215
いわほりクリニック	71-6601	瀬川病院	72-0328
内田医院	72-0516	田口医院	72-1036
大野クリニック	74-1868	竹澤診療所	74-1117
小川赤十字病院	72-2333	田嶋医院	72-0138
木下医院	72-0375	中村産婦人科	72-0373
宏仁会小川病院	73-2750	野崎医院	72-0101
小林内科医院	81-3902	パークヒルクリニック	74-4125
さつき内科クリニック	71-6050	原医院	72-0362
真田医院	72-8020	みやざきクリニック	72-2233
耳鼻咽喉科野崎医院	72-0389	柳澤医院	72-0024

—裏面もお読みください—

高齢者インフルエンザ予防接種説明書

(必ずお読みください)

法律に基づく「高齢者インフルエンザ予防接種」は、本人の意思に基づいて受けるものです。説明書をご覧になり、理解したうえで接種してください。また、本人の意思確認が難しい場合は、家族やかかりつけ医の協力により、慎重に本人の希望を確認してください。最終的に確認できなかった場合は接種できません。

インフルエンザについて

症状

インフルエンザの典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛などで、普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのも特徴です。

予防接種について

有効性

発病予防効果34%～55%、死亡を防止する効果8割程度、ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間後から約5か月間とされています。

副反応

予防接種の注射の跡が、赤くはれたり、痛んだり、熱が出たり、寒気、頭痛、全身のだるさ等がみられることがあります。いずれも通常は2～3日のうちに治ります。

接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害、非常にまれですがショックやじんましん、呼吸困難等がみられた場合は速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種健康被害救済制度

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような健康被害が生じた場合には、その健康被害の状況に応じて予防接種法に基づく補償を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと判断された場合に限り、補償を受けることができます。

受けることができない場合

- ①明らかに発熱がある場合（体温が37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっている場合（病気の進展状況が不明であるため接種できません）
- ③インフルエンザワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う異常がみられた場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

接種を受けない場合

当日の身体状況等により接種をしなかった場合、その後インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生した場合、医師にその責任を求めることはできません。

手洗い・うがいも行い、風邪やインフルエンザを予防しましょう